

知多都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）
西知多医療厚生組合ごみ処理施設（仮称）
整備事業に係る計画段階環境配慮書

要 約 書

平成27年12月

知 多 市

1 対象事業の概要

都市計画配慮書対象事業の名称

西知多医療厚生組合ごみ処理施設（仮称）整備事業

都市計画決定権者の名称

知多市

（参考）事業者の名称：西知多医療厚生組合

事業者の代表者：管理者 宮島壽男（知多市長）

事業者の所在地：愛知県知多市三反田 3 丁目 1 番地の 2

都市計画配慮書対象事業の目的

国では、ごみ処理に伴うダイオキシン類削減対策、焼却残渣の高度処理対策、再生利用（マテリアルリサイクル）の推進、熱回収（サーマルリサイクル）の推進、最終処分場の確保対策、公共事業のコスト縮減を踏まえたごみ処理の広域化を推進しています。

愛知県では、ごみ焼却処理広域化計画において県内を 13 ブロックに分け、焼却能力 300 t/日以上の全連続炉への集約化すること、再生利用及び熱回収の促進を図るため、可能な限り発電設備等を備えた施設とすることを目標としています。

東海市と知多市は、知多北部地域ごみ処理広域化計画に基づき、両市の現有施設が耐用年数を迎える時期を見据え、平成 35 年度の新しいごみ処理施設の完成を目指して、効率的な施設運営による経費削減と、環境にやさしい循環型社会形成の一層の推進を図るため、平成 26 年 12 月 1 日に一部事務組合「西知多医療厚生組合」における統合事務を開始しました。

本事業は、東海市と知多市の新しいごみ処理施設の建設を目的として、西知多医療厚生組合が実施するものですが、「都市計画法」の手續を伴う事業であることから、都市計画決定権者である知多市が計画段階環境配慮書を作成しました。この要約書はその概要を示したものです。

都市計画配慮書対象事業の種類

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）第 8 条第 1 項に規定するごみ処理施設（ごみ焼却施設）の設置の事業

都市計画配慮書対象事業の規模

処理能力：200 t/日

配慮書対象事業実施想定区域の位置

位置：知多市北浜町 11 番地の 4 及び 11 番地の 18（現知多市清掃センター敷地内）

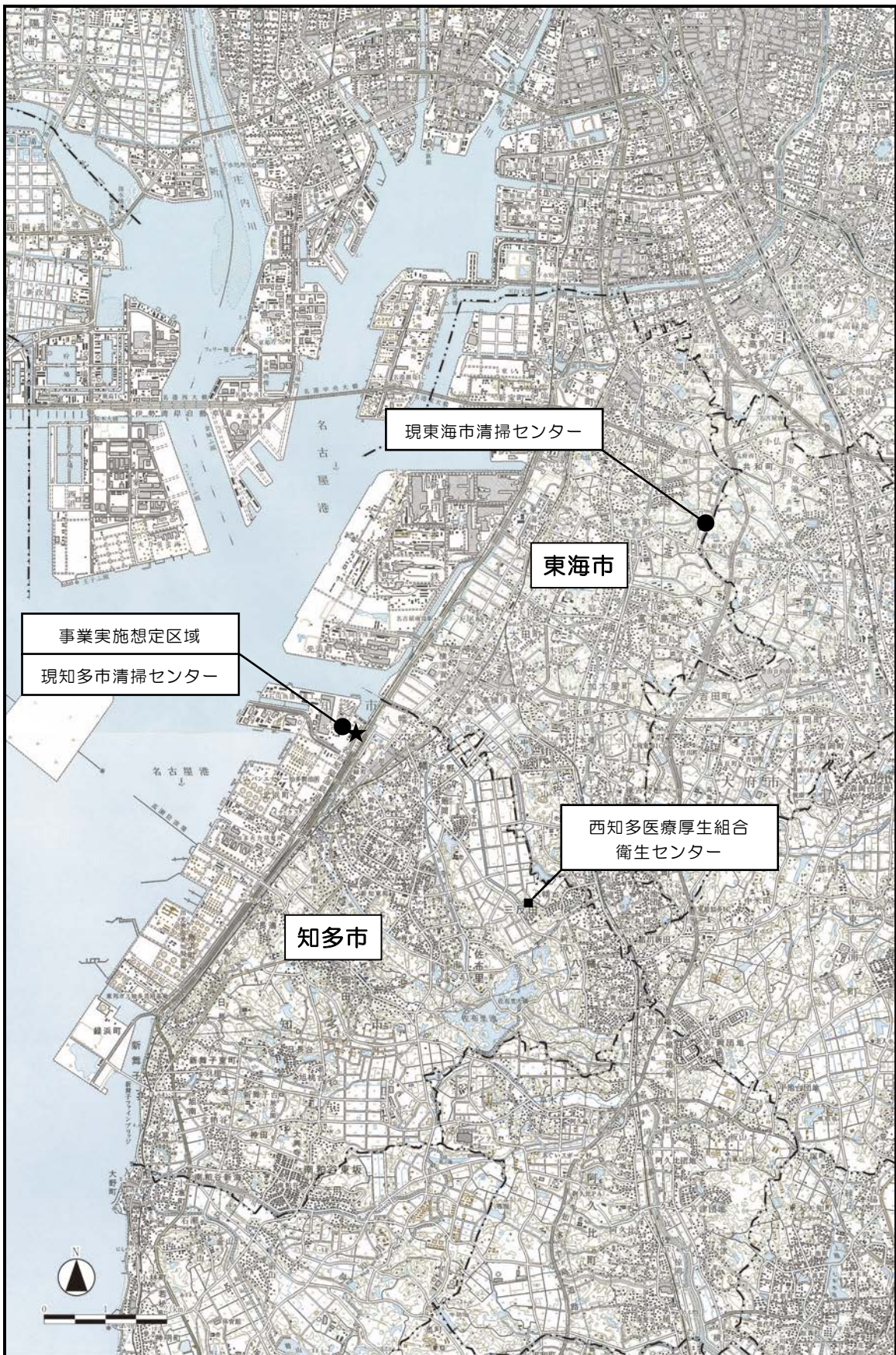
面積：約 32,996m²（既存施設を含む）

<位置の選定経緯>

平成 26 年 12 月、一部事務組合西知多医療厚生組合の統合事務を開始し、両市及び組合において建設候補地の選定作業を進めました。建設候補地の選定に当たっては、両市からの建設候補地の抽出を行った後、一次選定（簡易評価）を行い、建設候補地を 3 箇所絞り込みました。

その後、二次選定（詳細評価）を行い、最適な建設候補地として 1 箇所を選定しました。

平成 27 年 9 月、両市はこの結果を受けて、新しいごみ処理施設の建設候補地を現知多市清掃センター敷地内とすることで合意しました。



凡例

●：現有施設の位置 ★：事業実施想定区域の位置

東海市及び知多市における現有施設及び事業実施想定区域の位置

本要約書に掲載した地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分1地形図を複製したものです。
 (承認番号 平27部複、第9号)

第三者が本要約書に掲載する地図をさらに複製する場合には、国土地理院長の承認を得る必要があります。

主な環境配慮事項

本事業における環境保全のための主な配慮事項は次のとおりです。

＜工事実施時＞

- ・排水対策（仮設沈砂池等により集水した後、上澄み水を放流）
- ・工事用資材等運搬車両の対策（資材等の搬入出時期、時間帯の分散化、低公害型の車両の使用）
- ・建設機械の対策（低公害型の建設機械の使用）
- ・廃棄物等の対策（再生資材及び再利用資材の活用、適切な分別の徹底、残土の抑制と有効活用）

＜存在・供用時＞

- ・排水対策（合併処理浄化槽での適切な処理、プラント排水の処理施設内での再利用）
- ・排ガス対策（高効率な排ガス処理設備の導入、安定燃焼の確保、定期的な調査による適正管理）
- ・施設の騒音、振動、悪臭対策（低騒音・低振動型機器の導入、エアカーテン、脱臭装置の設置）
- ・景観への配慮（建物外観の色彩、デザインに配慮）
- ・廃棄物運搬車両の対策（低公害型の車両の使用、アイドリングストップの励行）
- ・エネルギー等の有効利用（効率の良いエネルギーの回収、焼却灰等の再資源化）
- ・環境啓発（ごみの排出抑制、リサイクル等、ごみ処理を通じた住民の学習・体験・交流の場）

工事計画の概要

本事業における工程は、建設工事のための準備工事、ごみ処理施設建設工事及び試運転です。

工事中でも既存施設へのごみの搬入は継続しますので、準備工事として工事用道路を設置します。

また、仮設管理棟の設置及び既設管理棟の撤去等を行い、ごみ処理施設建設工事として新施設を建設する予定です。

工事工程の概要（予定）

工 程		年 次			
		1年次 (H32)	2年次 (H33)	3年次 (H34)	4年次 (H35)
準備工事	仮設物等設置及び既設物撤去	■			
ごみ処理施設 建設工事	土工工事（造成工事含む）		■	■	
	プラント工事（設備工事含む）		■	■	
試運転					■

注：■：現地工事等の期間

複数案の設定

複数案について検討しましたが、事業の位置、規模及び配置は複数案の設定が困難であったことから、煙突の高さについて次の2案を設定しました。

A案：59m

東海市、知多市の現有施設と同一の高さとする案

B案：80m

他自治体の建設事例及び検討事例を参考に、既存施設の煙突の高さを約20m延長した高さとする案

2 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の結果

◎大気質

○大気質の現況

大気質の現況は次のとおりです。

測定局	物質	年平均値（平成 26 年度）			
		二酸化硫黄 (ppm)	二酸化窒素 (ppm)	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)
東 海 市	横須賀小学校	0.002	0.017	0.028	—
	市役所	0.002	0.015	0.018	0.024
	加木屋小学校	0.002	0.015	0.022	—
知 多 市	緑町	0.006	0.016	0.020	—
	八幡東	0.004	0.013	0.021	0.031
	岡田	0.005	0.010	0.021	—

○予測結果

大気質の寄与濃度と最大着地濃度出現距離は次のとおりです。

予測項目	煙突高さ案	寄与濃度（年平均値）	最大着地濃度出現距離
二酸化硫黄	A案：59m	0.000016 ppm	990m
	B案：80m	0.000011 ppm	1,130m
二酸化窒素	A案：59m	0.000024 ppm	990m
	B案：80m	0.000016 ppm	1,130m
浮遊粒子状物質	A案：59m	0.000016 mg/m ³	990m
	B案：80m	0.000011 mg/m ³	1,130m
ダイオキシン類	A案：59m	0.000008 pg-TEQ/m ³	990m
	B案：80m	0.000005 pg-TEQ/m ³	1,130m

大気質の予測結果と環境基準との比較は次のとおりです。

予測項目	煙突高さ案	最大着地濃度地点の 将来濃度 (年平均値) (BG 濃度+寄与濃度)	日平均値の 2%除外値 または 年間 98%値	環境基準
二酸化硫黄 (ppm)	A案：59m	0.006	0.011	1時間値の1日平均値が 0.04 以下
	B案：80m	0.006	0.011	
二酸化窒素 (ppm)	A案：59m	0.016	0.035	1時間値の1日平均値が 0.04 から 0.06 までの ゾーン内又はそれ以下
	B案：80m	0.016	0.035	
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	A案：59m	0.020	0.050	1時間値の1日平均値が 0.10 以下
	B案：80m	0.020	0.050	
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	A案：59m	0.031	—	年平均値が 0.6 以下
	B案：80m	0.031	—	

注：BG 濃度（バックグラウンド濃度）とは、自然界及び対象事業以外の発生源に由来する大気質に相当するものです。事業実施想定区域周辺の測定局（知多市緑町又は八幡東）の大気質の現況の値を採用しています。


○評価

すべての予測項目で、いずれの案も最大着地濃度地点の将来濃度は同程度の結果であり、環境基準値を下回ると評価されます。

◎景観

○景観の現況

事業実施想定区域を見渡すことができ、不特定多数の人が利用すると考えられる知多運動公園、寺本跨線橋からの眺望景観の現況は次のとおりです。

踏査地点	知多運動公園
視点の状況	事業実施想定区域の南東約 480m にある運動公園で、様々な競技が行われている。公園西側の道路から事業実施想定区域方向を望むことができる。
眺望の状況	

知多運動公園からの既存施設及び事業実施想定区域の眺望景観

踏査地点	寺本跨線橋
視点の状況	事業実施想定区域の東南東約 1,100m にある寺本駅に隣接する跨線橋で、多くの人が通行する。跨線橋から事業実施想定区域方向を望むことができる。
眺望の状況	

寺本跨線橋からの既存施設及び事業実施想定区域の眺望景観

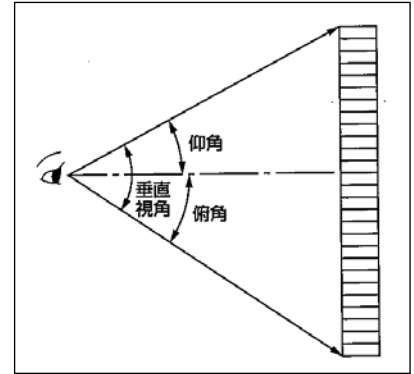
○予測結果

眺望景觀への影響が考えられる眺望点から新施設（煙突）を見たときの仰角を算出し、眺望景觀の変化の程度を予測しました。

現地踏査を基にした眺望点から既存施設の煙突及び新施設の煙突を望む仰角と仰角の概要は次のとおりです。

眺望点から視対象の仰角

視対象		知多運動公園	寺本跨線橋
既存施設	煙突：59m	7.1°	2.6°
新施設	A案：59m	7.1°	2.6°
	B案：80m	9.6°	3.7°



出典：「自然環境のアセスメント技術（Ⅱ）」
（平成 12 年 9 月 環境庁企画調整局）

仰角の概要

知多運動公園からの仰角は、A案（59m）で7.1°、B案（80m）で9.6°で、A案に比べB案では、圧迫感を受けるとされる10°に近い値になると予測されます。寺本跨線橋からの仰角は、A案（59m）で2.6°、B案（80m）で3.7°で、いずれの案も圧迫感を受けないとされる3°に近い値になると予測されます。煙突に類似する構造物として、鉄塔がある場合の垂直視覚（仰角）と鉄塔の見え方は次のとおりです。

垂直視覚と鉄塔の見え方

視角（仰角）	鉄塔の場合の見え方
0.5°	輪郭がやっとわかる。季節と時間（夏の午後）の条件は悪く、ガスのせいもある。
1°	十分見えるけれど、景観的にはほとんど気にならない。ガスがかかって見えにくい。
1.5~2°	シルエットになっている場合にはよく見え、場合によっては景観的に気になり出す。シルエットにならず、さらに環境融和塗色がされている場合には、ほとんど気にならない。光線の加減によっては見えないこともある。
3°	比較的細部までよく見えるようになり、気になる。圧迫感を受けない。
5~6°	やや大きく見え、景観的にも大きな影響がある（構図を乱す）。架線もよく見えるようになる。圧迫感はあまり受けない（上限か）。
10° ~12°	眼いっぱい大きくなり、圧迫感を受けようになる。平坦なところでは垂直方向の景観要素としては際立った存在になり、周囲の景観とは調和しえない。
20°	見上げるような仰角になり、圧迫感も強くなる。

出典：「自然環境のアセスメント技術（Ⅱ）」（平成 12 年 9 月 環境庁企画調整局）

○評価

知多運動公園からの眺望は、A案（59m）に比べて、B案（80m）では、圧迫感を受けようになる可能性があります。付近には高さ200mの煙突があるため、煙突が高くなることによる違和感は少ないと考えられます。

寺本跨線橋からの眺望は、事業実施想定区域までの視界の中に、新施設（煙突）より高い鉄塔などがあるため、煙突が高くなることによる違和感はほとんどないと考えられます。

◎総合評価

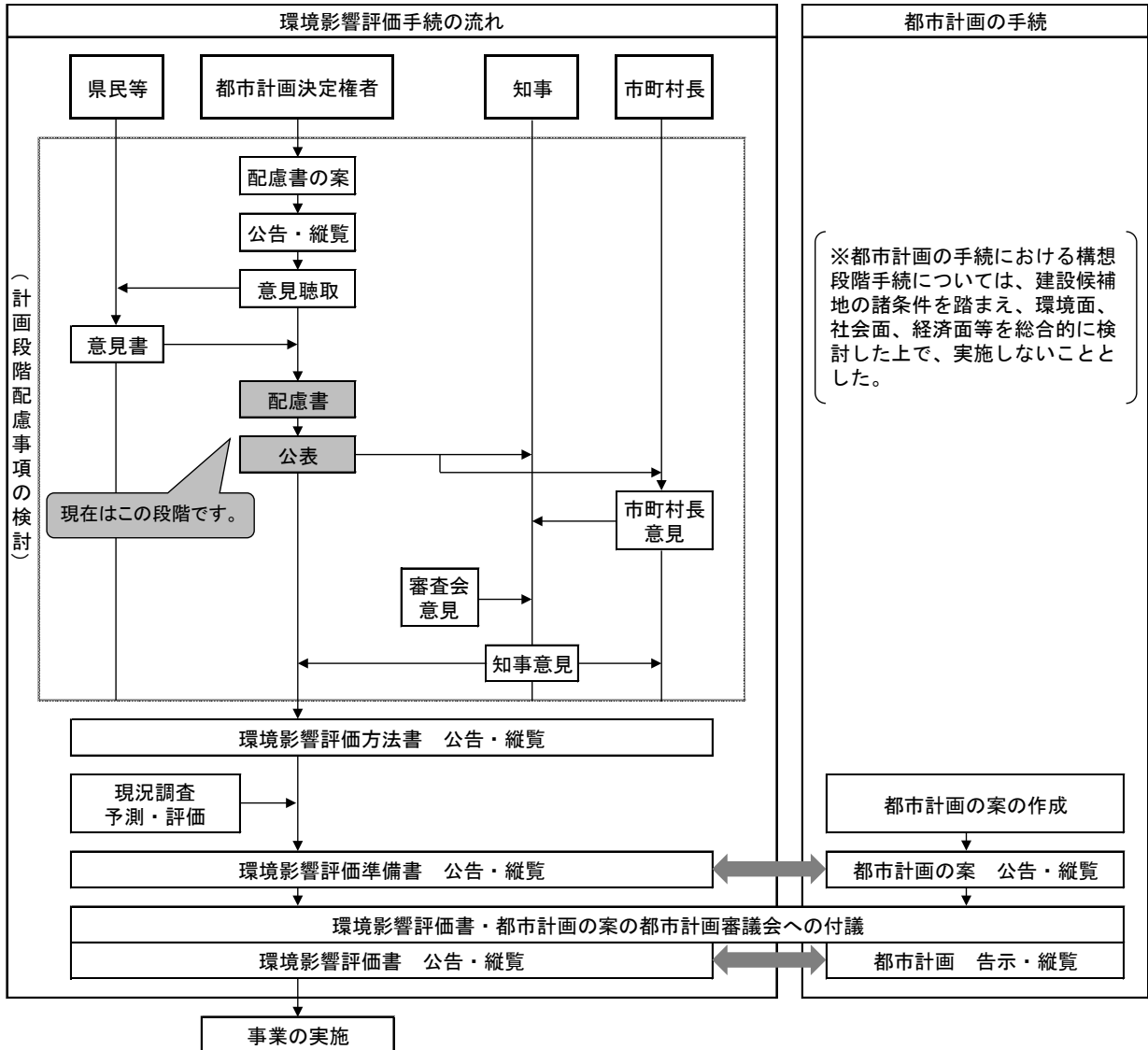
設定した煙突高さA案（59m）とB案（80m）について、大気質ではいずれの案の寄与濃度もバックグラウンド濃度を変化させる程度ではなく、複数案による影響の違いもほとんどありません。景観では、いずれの案も重大な環境影響を及ぼすことはありませんが、A案（59m）に比べてB案（80m）の方が影響が大きいと考えられます。

●環境影響評価の手続

愛知県環境影響評価条例に基づく環境影響評価手続の流れは、下図に示すとおりです。

今回の「計画段階環境配慮書」（図では「配慮書」）の公表は、図の網掛け部分の段階です。

今後、審査会意見及び市町村長意見を勘案した知事意見を受け、事業計画等の検討を進めながら、環境影響評価方法書以降の手続きを進めてまいります。



●計画段階環境配慮書の縦覧

縦覧期間：平成27年12月21日（月）～平成28年1月20日（水）の開庁日

縦覧時間：午前8時30分～午後5時15分

縦覧場所：西知多医療厚生組合 衛生センター

東海市役所生活環境課、東海市清掃センター

知多市役所環境政策課、知多市清掃センター

ホームページ（西知多医療厚生組合、東海市及び知多市）でも閲覧することができます。

●お問合せ先：西知多医療厚生組合 総務部 ごみ処理施設建設課

〒478-0006 知多市三反田3丁目1-2

電話：0562-32-1597（代表）